

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法で定められており、出席停止となります。

感染症にかかったときは、医師の登校許可ができるまで自宅療養してください。登校する際は、下記の『登校許可証』を医師に記入していただき担任に提出してください。中央市では、下記の感染症で出席停止になった場合、感染拡大防止のため「登校許可証」を提出していただくことにしています。

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の基準は次のとおりです。

第1種 (※印)	治癒するまで
第2種	下記の通り
インフルエンザ (新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
結核	感染の恐れがないと認めるまで
第3種 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 症状により出席停止が必要ない場合もあります。
流行性角結膜炎、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	

\*第1種：エボラ出血、クリフ・コンゴ出血、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、シフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄縁(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)など

登 校 許 可 証

学校長 殿

学校 年 組 氏名

病 名 ( )

出席停止期間 ( 月 日 ~ 月 日 )

上記疾病について、感染のおそれなくなりましたので 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名

印